

令和4年度帰国・外国籍児童生徒等の学校生活への早期適応のための  
サポーター【紹介】事業実施要項

1 目的

「令和4年度帰国・外国籍児童生徒等の学校生活への適応を支援する事業実施要項」に基づき、サポーター紹介にともなう必要な事項を定める。

2 主催

公益財団法人福島県国際交流協会（以下、「協会」という。）

3 実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 対象団体

市町村教育委員会または市町村国際交流協会、私立学校等

5 対象児童生徒等

対象団体において、言葉や習慣等の違いにより学校生活への早期の適応に支障があると判断した帰国・外国籍児童生徒等

6 サポーター

協会が適任者と認めた者

7 サポーターの活動

次の日本語指導等または通訳の活動を行う。

なお、日本語指導を行うにあたっては、文部科学省『外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント（DLA）』の「学習目標例」を参考とする。

([https://www.mext.go.jp/content/1422838\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1422838_03.pdf))

- ① 対象児童生徒等に対する初期の日本語指導
- ② 対象児童生徒等に対する母語でのケア
- ③ 入学・編入手続きや三者面談、進路相談など対象児童生徒等の保護者等と学校との意思疎通をサポートするための通訳及び翻訳

8 経費

依頼者は、サポーターの活動に必要な下記の経費を負担する。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 旅行傷害保険
- (4) その他、教材等活動に必要な経費
- (5) サポーター活動に係る事前打合せや事前協議、中間検討会、最終検証会等の開催に伴う協会職員の旅費。

9 実施方法

(1) 実施の流れ

ア 市町村教育委員会等は、協会に紹介依頼書（様式第2号）及び対象児童生徒に関する

る事前調書を提出する。協会は必要に応じて市町村教育委員会等と対象児童生徒の事前面談をする。

イ 協会は、事前調書をもとに、適任者を選定し、活動するサポーターについて市町村教育委員会等に通知する。

ウ 市町村教育委員会等は、協会、学校、サポーター、保護者等による事前協議及び最終検証会を開催する。なお、必要に応じて中間検討会を実施する。

エ 市町村教育委員会等は、サポーターの活動に必要な教材等を準備する。

オ 学校等は、サポーターが記載するサポーター活動連絡簿等（形式は任意）により、情報交換を随時行い、サポート事業が効果的に行われるように努める。

カ 市町村教育委員会等は、最終検証会終了後速やかに、協会に対して活動報告書(様式第3号)を提出する。

(2) その他

7の②③のみの活動紹介の場合は上記ア～オの一部を省略することができる。